

《基本方針》

共募運動を通じた“たすけあいと道民相互の関わりづくり”の気運の醸成
～つながりをたやさない社会づくりを～

共同募金は令和3年で75回目の運動となり、また一つの節目を迎えることとなる。

この間、国民的なたすけあい運動として我が国の社会に連綿と受け継がれながら、秋の風物詩としても親しまれてきたが、その長い歴史の中でもコロナ禍はかつてないインパクトをもたらした。

感染症の拡がり、人と人との距離を取り、接触する機会を減らすことを求めたことから、共同募金運動の推進にも大きな影響を及ぼし、地域でのふれあいとたすけあいを前提とする募金活動の多くの部分で、それまでと同様の取り組みが困難となったが、社会・経済の大変な混乱の中、共同募金運動の担い手は、試行錯誤を繰り返しながら、未知の困難に対処する経験値を上げ、それに対して道民は温かな志をもって応えてくださり、それらのことが少なからず本道の福祉力を高めることにもつながったのだとすれば、共同募金とはやはり“運動”であり、物理的に数えられる寄付金の価値以上に、道民の共有財産としてのはかりがたい大切さ、時代を超えて活かされてきたことの意義と使命を強く意識せずにはいられない。

人同士の接触が制限される状況は、我々の多くに、日常的にも誰かとつながっていること、誰かを支えたり支えられたりしていることの大切さをあらためて気づかせたが、今後もつながりをたやさない社会づくりに貢献するため、共同募金を持つ運動性を発揮することにより、地域課題の解決に向けて住民やさまざまな団体の力を集結させながら、困難な状況にあっても地域に対して行動することの大切さを訴えかける運動展開をはかっていくこととしたい。

また、社会で求められる支援と人々の善意とを結びつける公器としての基盤をより強固なものとしていくため、引き続き、募金活動の取り組みと、助成のあり方について充実をはかりつつ、各方面との連携をますます深めながら運動を推進していくものとする。

1. 共同募金を通じた寄付文化の醸成

(1) 募金活動の活性化に向けた取り組み

① 新たな生活様式に対応した募金方法の導入促進

対人的な接触を軽減するために有効と考えられ、今後のキャッシュレス化の受け皿となる、インターネットを利用したの寄付や電子マネー、金融機関での振り込みなどを、寄付方法の選択肢の一つとして定着させていくよう、開発と普及をはかる。

② 衛生に配慮した募金活動スタイルの維持・共有

各市町村共同募金委員会におけるこれまでの衛生配慮の取り組みを維持するとともに、各町での成果や課題などに関する情報の共有を進めることにより、募金活動の円滑化をはかる。

③ 寄付者の意向に応えるの多様な寄付の受け入れ

運動実施期間や助成計画などの共同募金の枠組みにとらわれない寄付ニーズにも柔軟に対応するため、随時寄付金の受け入れをはかり、共同募金以外の取り扱いとして、支援分野など寄付者の緩やかな意向にも応えつつ、多様化する助成ニーズに対応していく。

④ 新たな募金活動への取り組みと既存の活動の充実

各方面とのタイアップや寄付つき商品の開発、テーマを掲げた寄付の呼びかけ、共募助成を受けた団体との連携による活動の推進など、新たな取り組みを通じて共同募金運動への協力のすそ野を広げるとともに、既存各種の募金方法についても引き続き充実をはかり、地域の資金ニーズの実態に即した支援につなげることができるよう努める。

⑤ 企業等の社会貢献活動との連携促進

共募運動への協力を通じた社会貢献活動の提案や、共同での企画立案、活動の維持発展に向けた情報収集・発信に努めるとともに、企業等の立場からの共募への期待感や満足感に応え、持続的な関係を構築していく。

⑥ 遺贈・相続による寄付の受け入れ

財産を地域社会のために役立てたいという希望を持っている方や、その遺族の方々からの要望に応え寄付の受け入れをはかる。

⑦ 募金活動のモデル的な取り組みについての支援と普及

市町村共募での新たな募金活動への取り組みなどの事例について、個別支援や他市町村への情報提供を行い、事業成果の普及と拡大を進める。

⑧ 助成を受けた団体による募金活動への参加促進

イベント募金や各種行事などでの協働の機会を設け、身近な範囲から相互の関わりを深めることにより運動の参画性を高めていく。

⑨各種募金運動資材の開発・改良、市町村共募への提供

募金箱、領収書、ポスターなど、運動の推進に不可欠な各種の資材を市町村共募へ提供するとともに、改良や新規開発を行い、運動の推進を円滑なものとする。

(2) 広報活動と情報発信

①赤い羽根サポーターによる啓発キャンペーンの推進

幅広く道民の支持によって活躍するスポーツ選手や漫画家などに赤い羽根サポーターとしてご就任いただき、道民の福祉増進に寄与する共同募金運動への協力を通じた感謝の気持ちを表すとともに、そうした姿勢を通じて道民のさらなる運動への共感を広げていくことを目的として、各種の啓発事業を実施する。

②若年層や子育て世代への運動の啓発を目的とした事業企画の実施

次代においても共同募金が地域福祉推進のための貴重な道民の共有財産として位置づけられるよう、若年層などに向けたイベントや宣材の企画、ボランティアスタッフとしての参加促進など、啓発に向けた取り組みを強化していく。

③参加型で双方向な広報プログラムの実施

ポスター図案の公募など所定のプログラムを通じて住民が本会の広報企画に参加する機会を設け、運動への関わり方の幅をひろげるとともに話題づくりとしていく。

④共同募金に関する基礎的知識の普及推進

計画募金の考え方、運動の実施主体、法的位置づけ、羽根を用いた各種の募金活動との相違、災害支援への取り組み、など、共同募金の基本的なしくみについて、広く道民に周知をはかり、運動の意義について共感を深めていく。

⑤寄付者や募金ボランティアへの情報提供の充実

共募運動の目的や解決すべき課題を理解し、地域福祉活動の一環として共感をもって参加できるよう、寄付者や募金ボランティアに対して募金の趣旨や用途についての情報提供を充実させていく。

⑥道民が楽しみながら自然な形で共募に触れてもらう機会の創出

広く道民に対して、イベント募金やチャリティー企画への参加、募金

ノベルティーの配付、タイアップによる話題づくりなどを通じて、共募の目的やしくみについて関心をもってもらうためのきっかけづくりを進める。

⑦助成を受けた団体による道民への情報発信の促進

共同募金の助成を受けての事業成果について、団体自らによる情報発信を促す事により、生の声による地域への情報提供の機会とし、寄付者と団体との距離を近づけるとともに、募金の使途について理解を深める。

⑧マスコミ媒体の協力による情報発信

広く道民に向けた情報発信の手法として、マスコミ媒体を通じての広報に積極的に取り組み、各媒体へのPR用映像、音源等の素材や情報の提供、取材の依頼などを行う。

⑨新たな広報素材の開発や取り組みの検討

本会に設置された広報企画委員会での協議や、市町村共募からの意見を基に、効果的な取り組みの検討を進める。

⑩ホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービスによる情報発信

道民に向けて常時開かれた情報発信のチャンネルとして運用。共同募金の取り組みや理念について包括的かつわかりやすく掲出、あるいはツイッターやフェイスブックなどの活用により、できるだけ即時的な情報発信に努め、インターネットユーザーへの啓発を行う。

⑪全国的な広報事業展開への参画

全国協調運動としての取り組みを道民にアピールするため、空の第一便の実施、ポスター・テレビCMスポットの活用を始め、中央共同募金会の企画などによる各種広報事業と同調した活動展開をはかる。

また、赤い羽根のブランドを活かした広報を推進するため、ロゴマークやキャッチコピーについて統一規格によるものを積極的に用いる。

2. 助成を通じた地域課題解決への取り組み

(1) 助成を通じた共募運動の啓発

①全国共通助成テーマに同調した助成事業の展開

コロナ禍を契機に中央共同募金会から提案された全国共通助成テーマである、「つながりをたやさない社会づくり～あなたは一人じゃない」の趣旨に同調した助成を進めることにより、これまで地域で築かれてきたつながりを維持するために取り組まれる福祉活動や、今後さまざまなかたちで顕在化していく地域課題の解決に向けて取り組まれる活動などを

後押しする。

また、全国的なキャンペーンによる助成事業が展開される場合には、積極的な参加を検討する。

②共感を得られる助成事業のあり方の追究

募金の使いみちについて理解を深め運動へのさらなる支持につなげるため、助成事業に道民の共感を得ていくための追究を続ける。

③助成事業を通じた住民の「相互の関わり」づくりの気運の醸成

従来の福祉の分野にとらわれず、地域活動の基盤である住民の「相互の関わり」づくりの気運を醸成することを目的とした事業の掘り起こしと支援のため重点的な助成を行っていく。

④ニーズに基づく適正な助成計画の構築

市町村共同募金委員会における助成計画と地域福祉実践計画との連動や、公募助成の実施拡大をはかることにより、より地域の資金ニーズに即した助成を進める。

⑤助成を受けた団体に対して共同募金による助成にふさわしい適正な事業執行を指導する。

(2) 歳末たすけあい運動の円滑な実施

①「歳末たすけあい運動推進会議」での協議に基づく運動の推進と地域における円滑な事業運営の維持。

一般募金に対する歳末たすけあいの意義を明確に保ちつつ、個人情報への取り扱いに留意した取り組みを進める。

(3) 民間社会福祉資金の総合的調整

①馬主社会福祉財団等の各種団体との連携を図りながら、民間社会福祉資金要望事業推薦委員会での協議に基づく推薦業務を実施する。

②共同募金以外の寄付金の受け入れ並びに助成の実施。

③公益信託制度の運営並びに助成の実施。

④その他各種民間社会福祉資金に関する調整。

3. 災害支援に向けた取り組み

(1) 緊急災害時に向けた支援体制の円滑化

① 各種制度・資金の目的と役割に関する周知と情報提供

義援金・支援金の募集と配分、災害見舞金の交付、災害準備金制度、など、共募の役割と取り組みについて、市町村共募、関係団体、住民等への周知・情報提供を進め、理解を求めることにより有事における支援を円滑なものとする。

(2) 災害等準備金の積立と活用に向けての調整・PR

① 準備金の運用に関する調整と成果についての周知

大規模災害発生時に実施される緊急救援活動への支援に備え、社会福祉法に定められた「災害等準備金」の積立を行うとともに、有事の被災地支援に向けた配分、資金拠出を円滑に進める。また、使途や成果についてのPRを積極的に進める。

(3) 被災者、被災地で活動するボランティアグループ等への支援

① 支援金(災害ボランティア・NPO活動サポート募金等)の活用に向けた支援

支援金募集の主体となる中央共同募金会との連携を図りつつ、活動団体からの助成申請の受付や相談に対応し、本道から被災地入りするボランティアの活動を支援する。

② 災害見舞金の交付

風水害等の被害にあった世帯に対して、市町村共募からの請求に基づき見舞金を交付し、住民相互のたすけあい運動としての支援を行う。

③ 義援金等の募集の実施

被災都道府県の義援金募集委員会と、中央共募、関係団体・機関との連携のもとに全国展開される義援金等の募集の実施。

(4) 災害支援にあたる関係団体・機関との連携

① 北海道災害ボランティアセンター等との連携

北海道社会福祉協議会に設置された北海道災害ボランティアセンターを始め、平時から関係各所との連携を図ることにより、道内での災害支援体制の充実強化に資する。

4. 組織運営と基盤整備

(1) 市町村共同募金委員会との連携

① 共同募金関係者研究協議会等の開催による協議、研修の実施

運動推進に向けた諸課題に関して協議し、実践に向けた意見交換や情報提供を行う

- ・町村関係者研究協議会（8ブロック開催・6～8月。役職員対象）
- ・市関係者研究協議会（札幌市開催。役職員対象）
- ・事務局長連絡協議会（札幌市開催、12月上旬。市・地方共募局長対象）
- ・実務担当者研究協議会（札幌市開催）
- ・赤い羽根セミナー“役員・関係者セミナー”（札幌市開催）

②中央共募主催の研修会等への市町村共募関係者の参加支援

共同募金運動の推進を目的とした中央共募主催の各種研修会等への参加を支援し、出席に係る費用の一部を助成する。

③市町村共募主催や本会主催の事業等における役職員の協働促進

イベント募金や各種行事、研修などでの協働の機会を設け、身近な範囲から相互の関わりを深めることにより運動の基盤を強固なものとしていく。

④市町村共同募金委員会への多様な人材参画の促進

社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会などとの連携を基礎としながら、市区町村共同募金委員会への多様な人材の参画を進めていく。

⑤寄付者、助成先団体、募金ボランティアの相互理解の促進

運動に理想的な循環サイクルをもたらせるため、関係者の活動や想いに対して共通理解を図る機会を創出していく。

⑥オンラインを活用したコミュニケーションの円滑化

ウェブ会議サービスの活用により市町村共同募金委員会などとの連携を維持する。

(2) 会務の運営

①理事会、評議員会、評議員選任解任委員会、正副会長会議の開催並びに監事監査の実施

②各専門委員会の開催

- ・配分委員会
- ・共同募金運動推進対策委員会
- ・広報企画委員会
- ・民間社会福祉資金要望事業推薦委員会

(3) 顕彰・弔慰等の実施

①運動の功績者に対して感謝の意を表するため、共同募金奉仕者、従事者、寄付者などに対して、表彰、感謝並びに弔意等を実施する。

②北海道社会福祉協議会、北海道などと共に北海道社会福祉大会を主催し式典を催す。

③中央共同募金会会長表彰、厚生労働大臣感謝、紺綬褒章の該当者について中央共募への推薦を行う。

(4) 関係団体・機関との連携

①共募運動推進のための各種の取り組みを円滑に進めるため、また、全道域における福祉課題の把握に向け、社協を始めとする各関係団体・機関等との情報交換や連携をはかる。

②中央共募、東北ブロックを始め各県共募等との連携を行い、全国協調での運動推進を図る。